

青年法律家協会裁判官部会の消滅

守 屋 克 彦

I はじめに

1972年に刊行された「現代の司法」という本がある¹⁾。序論として、和田英夫明治大学教授（当時）の「現代における司法問題—その性格と内容」と題する論文が掲載されているのに続いて、第1部に、「現代民主主義における司法権の役割」高柳信一、「司法権独立の今日的意義—国民主権と裁判権」星野安三郎、「現代司法政策の動向と性格」利谷信義、「『再任』拒否と司法の危機—『公正さ』の意味について」下山瑛二、「司法行政と裁判」吉田善明、「裁判の民主的コントロール」所一彦、「司法権の独立の理論と憲法運動—司法問題への基本的視点」永井憲一、第2部に、「裁判官の任務と良心—職業倫理の課題」小林直樹、「裁判官の中立」小林孝輔、「裁判官の市民的自由について」小田中聡樹、「裁判官の再任の法的構造と機能」利谷信義、「司法権と裁判官の身分保障」伊達秋雄、第3部に、「イギリスにおける裁判官の身分保障—その歴史的考察」堀部政男、「フランスにおける司法官の団体活動について」江藤价泰、「トマジニ事件と司法の独立—フランスの裁判所はいかに抵抗したか」稲本洋之助、「ドイツ・ワイマール共和制を守ろうとした法律家のたたかい—共和主義裁判官協会機関誌『ユスティーツ』について」清水誠、の各論文が収録されている。いずれも、日本の司法制度や裁判官の独立ないし身分保障をテーマとした論文で

ある。この本が企画されたことについて、吉川経夫法政大学教授（当時）は、「あとがき」の中で、次のように述べている。すなわち、1969年の平賀書簡問題に続いて、1970年5月の石田最高裁長官談話、同年10月の国会の裁判官訴追委員会による「平賀不訴追・福島訴追猶予」の決定、全国123人の裁判官に対する青年法律家協会（以下青法協ともいう）加入の有無に関する照会状の送付、1971年の宮本康昭判事補の再任拒否、23期司法修習生中7名の任官希望者の新任拒否ならびに阪口修習生の罷免処分などが生じた司法の危機的と思える状態において、研究者としての声明や要望書提出という現実的な対応に迫られる中で、この時代における司法問題の本質を学問的な見地からより深く掘り下げて検討するために、ひろく専攻分野を異にする研究者のあいだでの十分な意見交換をする必要が痛感された。そこで、有志で「司法問題法学者懇話会」を企画し、定期的に会合を重ね、その研究の成果をその都度法律雑誌に掲載してきたものに、さらに補筆し、第1部に、司法権の本質ないし機能や、司法権独立の理念ないしこれを求める運動のはたす役割を論ずる各稿を収め、第2部では、これと不可分の関係にある裁判官の身分保障の問題を中心に、裁判官の職業倫理ないし中立性とその市民的自由に焦点をあて、第3部には、これらの問題についての比較法的考察をまとめて本書を作成した、というのである。

利谷先生は、当時東京大学助教授であり、本書に、「現代司法政策の動向と性格」「裁判官の再任の法的構造と機能」の2編の論文を寄せておられる。前者は、1970年6月、法律時報42巻7号に掲載したものであり、後者は、1971年6月に、日本弁護士連合会機関誌「自由と正義」に寄稿されたものである。特に前者の論文は、法律時報の特集「最高裁判所」の巻頭論文であるが、その特集には、花田政道「青法協裁判官部会の実態と成果」、竹田稔「裁判官の思想・良心・結社の自由と政治的中立」という裁判官の論稿も収録されており、吉川教授が紹介された司法の危機の到来を予測させる内容の企画になっていた。利谷先生は、その中で、北海道で起きたい

いわゆる憲法改正につなげようとする改憲勢力の動きを読み取り、司法行政があたかもそれに同調するような動きをしていると指摘している。そして、司法行政が、裁判官に対して、①違憲審査権行使に対する抑制的な態度を要求し、②つぎに、裁判官の結社の自由に対する制約を説き、③最後に、裁判官の身分保障の限界を示すという形で、指し示しているモデルは、裁判官をいたづらに孤立し、萎縮させるばかりであり、それに反して、「裁判が国民の上位に君臨するお白州(しらす)裁判ではなく、国民から期待される民主的なものでありうるよう相互に努め合う中で、何物にもとらわれず、事実をありのままに見る公平な裁判の基礎を形作る研究の場」を、青法協裁判官部会に求めた真摯な若い裁判官たちの姿こそ、真に国民の求める裁判官像へ、少なくとも一歩を進めたものではないだろうか、と指摘している²⁾。

日本国憲法の司法は、個別審査制を採用し、具体的な事件の審理に当たる職業裁判官に違憲審査権を与えた。比較憲法学の見地からは、官僚制の下での職業裁判官が、違憲審査制の健全な運用の責を果たし得るかという実験の意味を含めて注目された³⁾。裁判官を官僚制の下に取り込んで、違憲審査権を骨抜きにするのか、あるいは、現代型の護民官ともいふべき、理性の府の構築を目指すのか、焦点は、日本国憲法下の司法のあり方の核心に及んでいた。青年法律家協会に加入するような意識を持って、日本国憲法下の司法の担い手を目指していた若い裁判官たちと、同じ世代の利谷先生などの研究者は、ともに戦後世代として、日本国憲法下の裁判官の理想型を求めて、官僚型のモデルを強いる司法行政に立ち向かうことになった。「現代の司法」は、そのような情熱に裏付けられた研究者の意気込みが隅々まで充満しているを感じさせる書物である。私と利谷先生との出会いも、このような雰囲気の下で得られたものであった。

それから、30年が経過し、司法を取り巻く状況も大きく変化した。1999

年に設置された司法制度改革審議会は、2001年に意見書をまとめ上げ、法科大学院や裁判員制度などのドラスチックな改革を現実にもたらした。また、審議会は、21世紀の司法を担う高い質の裁判官を安定的に確保し、独立性を持って職権を行使させるための施策が必要であるとして、①裁判官の給源の多様化、②裁判官の任命手続の見直し、裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）などの構想も明確にした。それを受けて、最高裁判所は、同裁判所の一般規則制定諮問委員会に改正の方向に向けた規則制定を諮問したうえ、答申を得て、平成15年2月、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則を制定し、同年5月、同委員会が発足し、同月19日、全国8カ所に置かれた地域委員会の地域委員計45人も任命された。さらに、一般規則制定委員会は、裁判官の人事評価の在り方についても、評価権者および評価基準の明確化・透明化、判断資料の充実・明確化、評価内容の本人開示と不服がある場合の手続の設置等を審議して答申し、最高裁判所は、これを受けて、裁判官の人事評価に関する規則（平成16年最高裁規第1号）を制定し、裁判官人事について、評価書の開示と不服申出の手続を創設した。このように、司法制度改革の現段階においては、裁判官の任命や人事について、従来の密室人事に代えて広く適材を得る途が開かれたといえるし、裁判官の人事評価の透明性についても、一定の前進が見られることになった。

一方で、法科大学院が設置されて、法曹の養成に関する研究者と実務家の提携も格段の広がりを見せるようになった。例えば、どの法科大学院でも実務関連講座として開設が予定されている「法曹倫理」のカリキュラムにおいては、裁判官の市民的な自由のあり方が取り上げられることになり、平賀書簡問題などを教材として取り上げている教科書も出版されている⁴⁾。さらに、今般、龍谷大学の萩屋昌志教授の手によって、戦後の日本司法に関する克明な研究が発表され⁵⁾、また浅見宣義判事の司法改革論も単行本として公刊される⁶⁾など、戦後司法の歩みや現在の裁判所あるいは裁判官

のあり方を論ずる材料もいくつか提供された。また、本書の公刊と相前後して、「自立する輩—全国裁判官懇話会 30年の記録」が判例時報社から出版される予定でもある。利谷先生も含めて、私たちの世代がひとしく関わりを持ちながら通過してきた戦後の司法の功罪を、改めて振り返る雰囲気とそのため素材がそろいつつあるといえるであろう。その中で、常の一つの論点となるはずの青法協裁判官部会の内容についても、花田政道氏が1970年代までの概略を発表した資料がある⁷⁾。また、国会の裁判官訴追委員会から会員裁判官らに対して青法協加入の有無が照会された時期の東京などを中心とした取り組みについては、私が、その一部を自家出版本の中で紹介している⁸⁾。しかし、その後、1984年に、青法協に加入していた裁判官たちが青法協本部から分離独立して青法協から離脱するに至った経緯については、あまり公開の場で紹介されたことはない。本稿は、その空白を埋めるべく、青法協裁判官部会の機関誌であった「篝火」を素材に、花田氏が紹介した時点の後、部会解消に至るまでの青法協裁判官部会の動きを取り上げ、戦後の裁判官の運動の一部を紹介しようとするものである。

「篝火」は、会員外に公表することを目的としたものではないし、私が、その動きの中心にいて情報を保管していたという立場にもない。今回の資料とすることについて、多くは退官している当時の同僚の方々の了解を求めることも考えたが、すでに20年の年月を経たことでもあり、もともと、裁判官といういわば公的に責任を伴う職業にあった者の社会的に意味ある体験として、公表する意義のある事柄である。そして、前述のように、戦後司法を素材とする研究や授業が行われてきている状況の下では、資料の不足を埋め、今後のあるべき司法を検討するために、欠かすことのできない資料と考えられる。そのために、私が、不十分な要約の下に発表したとしても、当時その衝にあたった人々の承諾も推定できると思われるので、私たちの歩みと関わりの深い利谷先生の退官記念の機会にまとめて、先生にもご覧いただくことを考えるにいたった。そのような意味で、本稿は、

青年法律家協会裁判官部会の消滅

雑誌「篝火」の記事と、そこに表れてくる人々とのつながりを含む私自身の体験からの主観的な要約であり、後に客観的な資料により追完ないし補正の可能性が考えられる研究ノートに過ぎないことをあらかじめお断りしておきたい。

II 雑誌「篝火」の内容

1 目次から見た「篝火」

花田氏の前掲論文が用いた紹介の手法とは少し異なるが、同氏の論文の後に刊行された「篝火」22号から、青法協裁判官部会が消滅した経過に触れている「篝火」39号までの目次を、巻頭言、編集後記を除き、また例会や判例研究会の記事を別にして、内容ごとに、見出しを付けて整理してみることにした。寄稿を○で示したが、見られるとおり、題名だけでは内容を推知できない、漠然とした随想風のものが多いからである。私がつけた「見出し」とその内容は、以下の通りである。

〈運営〉 もっぱら部会の運営に関わる寄稿

〈座談会〉 会員の座談会

〈研究企画〉 実務の経験勾留あるいは研究論文

〈生活〉 裁判官のあり方や生活をテーマとするもの

〈交流〉 趣味・娯楽など

〈再・新任〉 再任を経過した者及び新入会員の感想または挨拶

〈随想〉 以上以外の随筆・近況報告

〈地方だより〉 地方の生活

なお、目次は、横書きにして見やすいように漢数字はアラビア数字に替えたほかは、原文のままである。寄稿者の氏名は、掲げていない。

1 篝火 22号 (1972—2)

〈運営〉 ○最近のことによせて

〈研究企画〉 ○抵当地上の共有建物と法定地上権—「最判29・12・23の検討を通じて」

〈地方だより〉 ○大阪だより、○名古屋だより、○石巻雑想

2 篝火23号(1972—8)

〈再・新任〉 ○当時のこと、日記ふうには ○任官して ○雑感
○一言

〈随想〉 ○妄言妄聴 ○退官

〈研究企画〉 ○公害差止請求覚書

〈地方だより〉 ○下関から ○大阪だより

〈座談会〉 ○「現代司法をめぐる状況と青法協裁判官部会」

3 篝火24号(1973—2)

〈運営〉 ○大阪へのたより ○判事会だより

〈座談会〉 ○J・J会員の悩みと展望

〈研究企画〉

実務特集

○逮捕状における被疑者特定の程度

○逮捕状の請求を受けた裁判官の事実取調の範囲と方法

○自白の任意性の立証について

○合議雑感

○「思いつくまま」

○少年法における司法機能と福祉機能

○少年法改正問題をめぐって

○送致の遅延の違法性

○ある体験

○判事補養成と民事裁判官像

○私の体験から参与判事補制度について

- 主張責任と立証責任の分離
- 慰籍料雑感
- 「妻は他人」最高裁判決のやぶにらみ評釈—今後の発展の方向を模索する—
- 背信行為を理由とする建物取去等請求事件
- 国家賠償法と公務員の個人責任（特に裁判官について）
- 行政訴訟にかける未成年者の訴訟能力
- 裁量権濫用の主張・立証責任と行政訴訟の審理
- 就労権
- 就労請求権覚書
- 特許権に基く侵害差止仮処分の「必要性」
- 借地非訟制度の目的と限界

〈随想〉 ○段の下から

4 篝火 25 号（1973—11）

- 〈再・新任〉 ○訓辞 ○私と再任 ○私にとっての青法協
- 2月14日の感慨 ○K君のこと ○雑感「侍」
- 〈運営〉 ○判事会だより
- 〈地方だより〉 ○徳島から
- 〈座談会〉 ○「新任拒否をめぐる」

5 篝火 26 号（1974—7）—逮捕・勾留の実務問題集—

〈研究企画〉

- ①『特集』逮捕・勾留を中心とする令状事務について—実態調査の報告と分析—
- はじめに
- 第1 令状事務一般について
- 第2 逮捕について
- 第3 勾留について

- 第4 勾留理由開示
- 第5 勾留延長について.
- 第6 令状事務の取扱いについての意見

②判例紹介

〈地方だより〉 ○東北から ○思い出〈手稲山オリンピック・スキーコース〉

〈随想〉 ○「篝火」編集部への一つの提案

6 篝火 27号 (1975—2)

〈研究企画〉 裁判実務特集

①民事

- 法解釈と実務家のためらい
- 民事裁判における訴訟指揮と事件処理の実際

②刑事

- 準抗告の処理について
- 木枯し会レポート (1)

③少年

- 「少年審判の運営について」について
- 少年審判の実情とその問題点
- ある少年事件のメモ

〈再・新任〉 ○感慨のないこと ○夫の再任その周辺 ○雑感

〈地方だより〉 ○こがね虫のうた ○乙号支部てんば
○映画「わが道」を観て

〈運営〉 ○判事会報告

7 篝火 28号 (1975—10)

〈生活〉 ○教壇を離れたがる教師

〈再・新任〉 ○新任の弁 ○再任にあたって ○私の再任

〈研究企画〉 少年事件研究

青年法律家協会裁判官部会の消滅

○「教育的機能」について

○少年審判について

〈随想〉 ○翻訳人民裁判官の手記（その1）

〈生活〉 ○ある支部でのおはなし ○頭の回転と裁判官

〈地方だより〉 ○乙号愉し

〈随想〉 ○退官の弁にかえて—新聞投書事件

〈運営〉 ○判事会報告

8 篝火 29号（1976—4）

〈研究企画〉 家事事件研究

○遺産分割の実際

○家事事件雑感

〈随想〉 ○翻訳人民裁判官の手記（その2）

〈地方だより〉 ○アルプス・スキー紀行 ○拙句七句

9 篝火 30号（1977—2）—30号記念特集—

〈座談会〉 ○「JJ会と私」

〈連絡〉 ○アンケート結果報告

〈研究企画〉 論説

○想う—研究会への期待（篝火創刊号から転載）

○合議のあり方

○心神喪失状態にある被告人の公判手続

○良心論再考

○ひとつの課題

〈随想〉 ○私見・木枯会 ○夫へのラブレター

○翻訳「人民裁判官の手記その3。完」

〈生活〉 故河村直樹君追悼文集

○河村直樹君のこと ○河村君を偲ぶ ○河村さんの思い出

○河村判事御夫人宅をお伺いして

- 〈地方だより〉 ○足利支部だより ○東海のたより ○尾道偶感
〈再・新任〉 ○再任の弁
〈運営〉 ○判事会報告（昭和51年度夏）○東京 JJ 会例会報告

10 篝火 31号（1977—11）

- 〈生活〉 ○裁判官の執務状況と市民生活
〈研究企画〉 ○交通審判雑感 ○函館の刑事裁判
〈随想〉 ○近況報告
〈再・新任〉 ○再任期をすぎて ○10年をふりかえって ○最近
思うこと
○再任されて ○断章 ○再任の弁 ○随想
「前歯」
○再任を過ぎて ○つぶやき ○長続き ○再任に
思う
〈地方だより〉 ○北陸便り ○四国 JJ 会
〈運営〉 ○判事会報告 ○東京 JJ 会例会報告

11 篝火 32号（1978—11）

- 〈研究企画〉 論説
○自白調書の任意性に関する事実認定について—裁判例の検討
○論文原稿を読んで
○特別職公務員の服務規律—裁判官の場合を中心として—
○判決言渡後の和解の活用
〈再・新任〉 ○新任の弁 ○ある一日 ○再任されて思
うこと
〈随想〉 ○竹山と松陰 ○判事補再任
〈生活〉 特集支部をめぐる諸問題
○支部生活あれこれ
○大規模支部における民事裁判の現状と問題点

青年法律家協会裁判官部会の消滅

- K 支部を填補して
- 地方だより「大垣支部へのお誘い」
- 支部問題アンケート結果報告

〈運営〉 ○ 東京 JJ 例会だより

12 篝火 33 号 (1979—7)

- 〈座談会〉 ○ 「10 年を語る—20 期会員座談会—」
- 〈研究企画〉 ○ 覚せい剤取締法違反事件の量刑について (その一)
- 〈地方だより〉 ○ 観光も兼ねて (東北) ○ 採尿の問題点 (木枯らし会)
- やってます (北陸) ○ 書証の認否の拘束力 (東京)
- 新鮮かつ食欲 (東京若手) ○ 家族ぐるみで (東海)
- よく学びよく遊び (大阪) ○ 国民の期待する裁判 (九州)
- 〈随想〉 ○ 私の山登り ○ 任官 1 年—雑感— ○ 事件処理と裁判
- 〈再・新任〉 ○ 4 月 4 日を原点にして ○ 引き裂かれた仲間
- 〈座談会〉 ○ 「支部の裁判、司法行政、生活」

13 篝火 34 号 (1980—5))

〈研究企画〉 『特集』 裁判官として心掛けていること

- (アンケート結果報告).
- はじめに

第 1 訴訟事件

- 準備 ○ 審理に臨むにあたっての心構え ○ 法廷慣行 ○ 訴訟指揮
- 合議 ○ 和解 ○ 判決 ○ その他審理の全般的工夫

第2 家裁事件

第3 令状事件

第4 その他

○刑事自白事件の審理

○最近の少年非行について

〈随想〉 ○東京地裁判事補研さんの感想

〈地方だより〉 ○九州だより ○中国J・J会だより ○東海J・J会だより

○北陸からの報告 ○沖縄からの報告 ○青森冬だより

〈運営〉 ○若手の研究会の勧め

14 篝火 35号 (1981—3)

〈生活〉 特集「健康と文化」第1部

○書と私

○よく遊び、よく学べ

○ゼフィルスとタمامシとSさん—僕のメルヘン

○健康と食物に関する一考察

○私と野球 栄光への夢とその挫折

○はめ字遊びの文学

○天井桟敷のウィンフィル、ロンフィル

○私とテニス

○「健康と文化特集」への1、2の視角

○特集「健康と文化」第2部—(アンケート結果報告)—

〈再・新任〉 ○十年 ○再任所感 ○判事となって

〈地方だより〉 ○和歌山からのたより ○松江からのたより

15 篝火 36号 (1982—7)

〈随想〉 戸田勝裁判長の思い出(上)

〈研究企画〉 特集「裁判所この一〇年・回顧と展望」

- 挨拶
 - 民事公害事件を担当して
 - 刑事事件の審理について
 - 補導委託の実状
 - 家事事件の重要性
 - 令状審査で気になること
 - 思い出と在野の期待
 - 討論
- 〈再・新任〉 ○考え悩んだ一年間 ○再任に思う ○夫の再任に思う
- 〈随想〉 ○手話へのいざない ○早春賦
- 記録を読まない裁判官
- 〈運営〉 ○東京 JJ 例会だより

16 篝火 37 号 (1983—3)

〈研究企画〉

①特集 I 令状をめぐる諸問題

- 余罪取調べの限度
- 勾留場所の指定をめぐる
- 令状却下事例集

② 特集 II 少年審判をめぐる諸問題

- 補導委託の動向と展望
- 家庭裁判所の変貌—少年事件を中心として—
- 軽微な少年事件の取扱いについて—インテーク制度の導入—
- 少年審判を通じての感想
- 少年事件随想—ある校内暴力をめぐる中学生の非行とその

処遇

- 〈随想〉 ○戸田裁判長の思い出（中） ○僕残るよ！！
〈地方だより〉 ○北海道随想 ○高知だより ○呉からの便り
○“東海の便り” ○九州（北部 JJ 会だより
〈運営〉 ○東京 JJ 例会だより

17 篝火 38 号（1984—5）

〈研究企画〉 特集 思い出に残る裁判

- T 少年のケース
○ 慰謝料 768 万円
○ 思い出の裁判
○ ある少年事件
○ 忌避申立を受けて
○ 単独事件で初めての無罪判決

〈運営〉 組織問題についての報告

〈研究企画〉 ○講演「問題行動の増加とその背景」

〈随想〉 ○再び悲愴をきく ○家庭文庫をして ○赤毛布

〈生活〉 ○支部で得たもの

18 篝火 39 号（1986—1）

〈座談会〉 特集子供の教育（養育）について

- 座談会「子育て談議」
○座談会「子供の教育、育児について」
○中学校の先生との座談会報告

〈運営〉 組織問題についての報告

〈随想〉 ○如月会発足に寄せて

〈研究企画〉 刑事裁判における手話通訳（付関西憲法研究会報告）

〈地方だより〉 ○神戸「みなと会」から ○東海如月会だより

2 内容の概要

このようにして「篝火」の内容を、いくつかの類型に整理してみると、

この雑誌を中心にした青法協裁判官部会の実態がある程度浮かび上がる。それは、整備された組織ではなく、自然につながりができて、一緒に行動するようになった人々の集まりとでも表現できるものである。

すでに、花田論文で述べられていたとおり、もともと、青法協裁判官部会は、修習生時代に、青年法律家協会に入会していた裁判官がある程度の数に達するようになったために、数の多かった東京などで、研究会などを企画するようになり、東京中心の会員の集まり（東京 JJ 会）ができて、雑誌「篝火」が発刊されるという方向に進んだもので、各地に勤務する裁判官会員を一つの組織にまとめるというような運動にはいたっていなかった。そのような中で、平賀書簡問題を発端として、最高裁判所による司法行政の圧力が生まれ、国会の訴追委員会からの会員であることの照会状の発送という事態にもなって、情報の伝達や会員の意思疎通を図るために、東京を中心とした集まりで「東京 JJ 会連絡ニュース」を出すようになるとともに、ある時期から、再任期を迎えた期以上の、いわゆる「判事会」が企画され、年に 1、2 度会合を持って、当面する問題や会のあり方に関する意見を交換し、その結果を、前記ニュースや「篝火」誌上に発表するようになった。このような「判事会」に集まったいわば会員裁判官の中でも年長（最初は、だいたい 1962 年任官者ぐらゐまで）クラスの集まりが、その下の世代の裁判官たちに心のよりどころを与えた形で、その後もしばらくその集まりが続けられ、「篝火」にもその報告が掲載されている。「篝火」22 号の「最近のことによせて」のほか、24 号、25 号、27 号、28 号、30 号、31 号あたりまで、報告が掲載されている。しかし、しだいに再任者が多くなるにしたがって、「判事会」自体の人数が多くなり、新任拒否などの影響で、若い世代の会員が少なくなる現象が起きてくると、「判事会」が会のシンボリックな存在であったことに代わって、各地域からの代表者（連絡委員）を選任して、各地の意見を掌握したり、情報を伝達したりするための機構として、連絡会が作られることになった。そうなると、各地からの連

絡委員が選任されるにつれて、自然に、連絡委員とその地域に在住する会員とをつなぐ集まりが作られることになり、そこで、全国的な状況とかその地域の状況に対する意見交換や研究会などが行われるようになった。そのために、「篝火」の〈地方だより〉も、当初のように、地方在住の個人の随想という形よりも、その地方の会員のあつまりや意見を伝えるという色彩が強くなっていく。そのようなつながりを背景にした連絡会が、後に、分離独立の問題についても、会員の意見の集約に当たることになった。

会員の意思疎通や意見の交換を試みる企画のもう一つは〈座談会〉である。「篝火」誌上では、重要なテーマについて、しばしば座談会が企画されている。「篝火」23号の「現代司法をめぐる状況と青法協裁判官部会」、24号の「J・J会員の悩みと展望」、25号の「新任拒否をめぐる」、30号の「JJ会と私」、33号の「10年を語る—20期会員座談会—」、同じく「支部の裁判、司法行政、生活」という企画である。23号の座談会は、1962年任官以上の判事の集まりで、平賀書簡問題や「青法協裁判官部会」という部会制の採用、司法行政を含む外部からの非難攻撃、再任拒否問題など、それまでの経過を総括する座談会であったが、その後のものは、その都度機会を得て企画されたものであり、多かれ少なかれ、新任判事補の採用と教育をめぐる管理を強め、青法協の会員裁判官に対する差別を感得させるような司法行政の雰囲気と、その中での裁判官部会のあり方、自分自身の関わり方などについての意見が交換されている。そのような中で、意識されているのが、会員の実務能力を向上させ、会の存在をも意義づけるための研究の企画である。数が多いので、〈研究企画〉の内容をいちいち紹介しないが、民事・刑事を問わず、特に若い会員層が担当することが多かった令状事件や少年事件についての共同研究、単発論文などが、各雑誌の中心部分を占めていることが、目次を見ただけでも明らかになろう。会員がキャリアを重ねたこともあって、その内容は、初期のものと比べて、厚みを増し充実したものになってきていた。

そのほかに目立つものは、各号を彩る再任者・新任者の感想である。また〈生活〉に見られる裁判官生活の話題の提供であり、〈随想〉であり、〈地方だより〉である。

青法協裁判官部会の青法協からの分離は、このように、約10年余の間、実務や研究あるいは私的な生活にいたるまで、様々な交流を重ねて作られてきた人々のつながりの中で、議論され、決断されることになった。

III 青法協からの分離・如月会の誕生

1) 青法協裁判官部会の本部からの独立については、「篝火」38号が、「組織問題についての報告」を載せている。それによると、組織問題が最初に取り上げられたのは、1982年1月30日に開催された連絡会で、東海地方の会員から「会のあり方と今後の活動について」というテーマで出されていた提案を検討したことが始めであるとされている。

提案された内容は、相互の職能のちがいを尊重して部会制をとる青法協が、他部会のニュース活動からも窺われるとおりに必ずしも調和のとれた各部会活動になっていないという認識から、裁判官の職能に忠実な会のあり方を考え、今後の会の発展を図る必要があるということであった。青法協からの分離独立は、かつての青法協攻撃がさかんな時期に真剣に検討されたうえで、会員の大方の意向に従って、部会制が採用されてきたが、激動の一時期を過ぎたこの時期に、外部からの圧力を受けることなく会員が真に望む方向を披瀝し合うことができれば、会員相互の連帯と活動の充実に一層資するものと思うというのである。連絡会は、当日の議論の結果を要約して紹介し、その後の各地の集りの中で会員相互の意見交換をすすめ、次回の連絡委員会に持ち寄ることにして、その旨の文書を会員に発送した。

2) その後、第12回(1982年7月24日)、第13回(1983年1月29日)及

び第14回連絡会(昭和1983年10月1日開催)において、組織再編の是非については賛否両論の議論がなされたが、結局、連絡会が発議をして、全会員の意見により決するという方向が、連絡会全員の了承するところとなり、連絡会から会員に次のように発議された。

「 発 議 書

憲法の理念を裁判に生かし、司法の独立を堅持するとともに、広く国民の裁判に対する信頼に応えるため、青法協裁判官部会(JJ会)は、裁判官の集まりにふさわしい自主的相互研鑽活動を拡充するのが適当と考える。よって、青年法律家協会裁判官部会は、青年法律家協会から分離独立する。

再 編 手 続

I 青法協裁判官部会の構成

1 青法協は、元来、個人加盟方式による単一団体であった。

2 昭45の規約改正により部会制が導入された。これによると、各会員は各部会に属すること、各部会の運営はそれぞれ自主的になされること、各部会の財政も独立するものとされるなど、連合団体的性格を明示し、さらにその後の各部会の運営は、入退会手続を含め、独立してなされてきた。これらの経過に照らすと、右規約改正により、青法協は各部会の連合によって構成される連合団体に再編されたものであった。

II 会再編の意思決定主体

1 以上の会の構成に鑑み、裁判官部会の組織的帰属に関する決定は、同部会の団体意思によりこれを定め、変更することができる。その意思決定は、協会に通知することにより、効力を発生する。

2 裁判官部会の意思決定は、明示の手続規範が存在しないので、条理に基づき、部会を構成する会員の多数意思によりこれを定める、とするのが相当である。

3 会員の多数意思は、会の再編に関しては、連絡会が定める特別多数制によるべきである。

III 再編手続

連絡会は、右1、2の理解を前提とし、部会の再編について全会員に発議し、全会員にその意見を求めることを決定し、次の事項を定めた。

1 会員の「再編案」に対する意見が、有効意見中の3分の2以上で、かつ会員数の2分の1を超えるものがこれを可とするとき、部会は「再編案」どおりの再編を決定する。

2 連絡会は、意見集約のために小委員会（JJ組織問題小委員会）をおく。小委員会は、各地の連絡委員を介し、投票（無記名、記名いずれでも可）により会員に意見を求め、これを集約して連絡会に報告する。

IV 裁判官部会の組織的帰属

再編が可決された場合、裁判官部会の会員は、全体として青法協の会員としての地位を離れ、再編された会に所属する。但し、各個人の会員が、青法協会会員としての地位を存続させるため、あらためてその旨の入会手続をとることをさまたげない。

その際に付記された再編後の会の内容・組織形態は以下の通りである。

○会の内容

- 1 会は、憲法の理念を実務に生かし、司法と裁判官のあり方を考え、国民のための司法を希求する裁判官の自発的な団体である。
- 2 会は、裁判官が良心に従い、独立して裁判を行うことを擁護し、司法の分野において憲法の理念を広く実現することを目的とする。
- 3 右目的のため、次の事業を行う。
 - ① 憲法と裁判の独立に関連する調査、研究、啓蒙。
 - ② よりよき裁判実務と司法行政のための研鑽。
 - ③ 会員相互の親睦、法律家、市民との交流。
- 4 会の活動は、憲法のもとでの司法、裁判のあり方、あるべき裁判官像を探求する充実した研究活動を通じ、会員相互の親睦を図る、魅力あるものとしたい。当面の活動は、次の点を実現する。

- ① 会員機関誌「篝火」の刊行。
- ② 全国および各地での、憲法と裁判実務などに関する研究会。
- ③ 創意工夫にあふれる研鑽と親睦の企画。
- ④ 研究成果の発表。
- ⑤ 入会勧誘のための各種交流会や広報活動。

○会の組織と運営

- 1 会の名称は、「篝火会（通称J・J会）」（仮称）とする。
- 2 会の目的に賛同する裁判官は、誰でも会員になることができ、また会員はいつでも退会することができる。
- 3 会の運営は、各地方から互選された委員が構成する連絡委員会がこれにあたる。連絡委員会の運営のために、運営委員会をおく。
- 4 会の重要事項の決定については、直接各会員の意見を聴く方法をとる。
- 5 5会員は、各地方の会に所属し、その地方の連絡委員を互選し、これに会の運営についての意見を伝達させる。
- 6 会員は、会が主催する会合には、自由に参加することができる。
- 7 会員は、連絡委員会が決定した会費を納入しなければならない。
- 8 その他、細目については、J・J会の運営慣習を継続する。

3) 再編の決定

1984年1月21日に開催された第15回の連絡会で、開票結果が組織問題小委員会から報告され、全会員中90.6%が投票し、そのうち白票等若干の無効票を除き、88.6%の会員が再編に賛成したことが紹介された。全会員の78.5%に当る。

連絡会は右報告を確認のうえ、会の組織を「再編案」どおり再編することに決定し、同月23日に、東京在住の会員から、青年法律家協会議長、事務局局長宛てに「分離独立の御通知」を交付して、告知した。

青年法律家協会弁護士・学者合同部会は、「今回の事態は、最高裁の裁

判官統制を反映する問題と考えられ、まことに残念であるが裁判官部会が実情に即して行なった自律的な判断とこれに基づく方針の決定は尊重すべきである。われわれは、憲法の理念を裁判実務に生かそうとする人々の今後の研讃を期待して見守りたい。」として了解したという旨が、「篝火 39号」誌上で紹介されている。

IV 終わりに

青法協裁判官部会の再編後の会は、その後「如月会」と名付けられ、「青法協裁判官部会機関誌」という表題のない機関誌「篝火」を軸に集まりを保ってきたが、「篝火」は、1997年10月に出版された46号を最後に、刊行されていない。

今回は、紙数の関係があるので、青法協裁判官部会の再編に至る過程や、「如月会」の発足にあらわれた様々な議論の詳細を紹介することはできなかった。そのために、結果についても、客観的な分析・評価に値する資料を提供するには足りないかもしれないが、少なくとも、会員の90パーセント以上の意向を集約し、圧倒的な多数の会員が再編に賛成し、会の分裂を見ることもなく、青法協から分離独立したという経過と、その背景をなした会員の日頃の活動やつながりを紹介することはできたように思われる。この現象を分析するについて、最近、示唆に富む研究に接することがあった⁹⁾。すなわち、職業身分特権集団（コオル）という観点から、国家官僚団の一角を占め、国家意思実現を分担する人的組織体イメージを「コオルA」とし、社会的プロフェッション集団として、すなわち一定の職能的知識を有する専門家集団イメージを「コオルB」としたとき、日本の戦後民主主義社会において、少なくとも憲法の場面では、「コオルB」から導き出される裁判官像が、「コオルA」から導き出される裁判官像を批判して方

向づけようとする議論が主流派的であったが、その成果において、不十分な結果となっている、というのである。

この分析を借りれば、まさしく、青法協裁判官部会の問題は、戦前と同じ色彩の官僚制を彷彿とさせる「コオル A」の裁判官像と、違憲審査権を持つ「コオル B」の裁判官像との衝突であり、そして、単なる理念論争ではなく、司法行政の力を持つ者と持たざる者との衝突であり、司法行政の座にある者が、裁判官の転勤・補職、新任判事補の採用などの人事権を行使して、「コオル B」の裁判官像を求める者たちに対して、「コオル A」の裁判官像への転換を強いる動きであったと捉えることができるように思われる。その結果、そのような力に耐えかねた裁判官の中には、個人的に青法協から退会するという形で、青法協裁判官部会の人のつながりから離れて圧力を回避したり、あるいは「コオル A」に自らを同一化させていく道を選んだ人もいた。このような動きと比較すると、「篝火」に拠った裁判官たちは、個人的に問題を解決することをせず、集まり全体の問題として、部会制の解消を目指したということになる。このことは、見ようによれば、「コオル A」の裁判官像に屈服する挫折感を、集団の中で薄めようとしたという厳しい見方が可能であろう。しかし、他方で、当時すでに、同時並行的に進行していた全国裁判官懇話会の動きを視野に入れて、幾分でも司法行政の圧力を緩和しながら、なお、人のつながりの中で「コオル B」型の裁判官像を維持したいという運動論に支えられていたと見る余地も残されているように思われる。そのことに対する正確な評価は、その後引き続き今日まで継続されてきた全国裁判官懇話会や日本裁判官ネットワークなどの裁判官たちの動きの中で「コオル B」型の裁判官像を追い求めようとしてきた裁判官たちと、「如月会」のメンバーたちとの重なり合いを追跡することや、また部会制の解消を契機にそれまでの人のつながりから離れた裁判官たちのその後の在り方などを比較した上での細かな検証を行うことによって、初めて可能になる事柄と思われるが、現在は、まだその

準備がないので、他日を期することにした。

今回の司法制度改革を経たとしても、なお、最高裁判所は、裁判官の転勤・補職等に関する人事権を掌握したままである。このような司法行政の下で、21世紀の裁判官たちが、果たして「コオルA」型の裁判官像を脱却し、裁判員制度などの市民との関わりをとおして、「コオルB」型の裁判官像を構築することができるかどうか、きわめて注目される場所である。そのためにも、日本国憲法の50年の歴史の中で約20年にわたった青法協裁判官部会の存在と、そこに拠っていた若い裁判官たちの追い求めた裁判官像を、今の時点で振り返ることも意義のあることではないかと思ひ、まとまりのないままの資料ではあるが、あえて利谷先生にご覧いただくことにしたのである。

註

- 1) 和田英夫・高柳信一編『現代の司法』日本評論社、1972年。
- 2) 前掲書82頁以下。
- 3) 樋口陽一『憲法』創文社1992年、438頁。
- 4) 塚原英治・宮川光治・宮沢節生編『法曹の倫理と責任(下)』現代人文社、2004年、330ページ。加藤新太郎編『ゼミナール裁判官論』第一法規、2004年、31ページ。小島武司、田中成明、伊藤眞、加藤新太郎編『法曹倫理』有斐閣、2004年、275ページ。
- 5) 萩屋昌志編著『日本の裁判所—司法行政の歴史的研究』晃洋書房、2004年。
- 6) 浅見宣義『裁判所改革のころ』現代人文社、2004年。
- 7) 花田政道「青法協裁判官部会の実態と成果」『刑事実務の研究』日本評論社、1971年、273ページ以下。
- 8) 拙稿「『東京 JJ 会近況報告』を振り返る」『法服とともに』勁草書房、1999年、154頁以下。
- 9) 山元一「「コオルとしての司法」をめぐる一考察」藤田宙晴・高橋和之編

『憲法論集（樋口陽一先生古希記念）』創文社、2004年、257頁以下参照。

